



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期

国民健康保険税／第8期

後期高齢者医療保険料／第8期

保育料／2月分

納期限／2月29日(木)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

森林環境税の創設について

森林環境税は、令和元年度税制改正により創設された国税で、令和6年度から村民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収されます。

なお、村民税均等割が非課税の方は徴収されません。

※東日本大震災からの復興や防災施策実施の財源確保のため、均等割の税率を村民税と県民税

各々500円引き上げる措置は令和5年度で終了します。



森林環境税

あいち森と緑づくり税の課税期間延長について

愛知県では「あいち森と緑づくり事業」の実施のため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」として県民税の均等割額に500円を加算しています。課税期間を令和5年度までとしていましたが、引き続き事業を継続するため課税期間が令和10年度までに延長されることになりました。

問合せ先

「あいち森と緑づくり税」に関すること

西尾張県税事務所

☎ 0586-4513169

国外居住親族に係る扶養控除の見直しについて

国外に居住している親族(合計所得金額が48万円以下である方)を扶養控除の適用対象とする場合は、次のいずれかに該当する方に限られることになりました。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の方
- ② 年齢70歳以上の方
- ③ 30歳以上70歳未満の方のうち次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 留学により日本国内に住所および居所を有しなくなった方

イ 障害者

ウ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

この扶養控除の適用を受けようとする方は、給与等の支払者に適用を証明する確認書類(親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類)の提出または提示をする必要があります。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択の見直しについて

特定上場株式等の配当所得等については、所得税で選択した課税方式(①総合課税②申告不要③申告分離課税)と異なる方式を個人住民税(村民税・県民税)において選択することが可能でした。しかしながら、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきた背景を踏まえ、税制改正により所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされ、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

確定申告書用紙の配布部数減少について

確定申告書の電子化の動きに伴い、税務署から市町村への用紙の配布枚数が減少しています。確定申告書用紙が必要な方は、国税庁ホームページからのダウンロード等やスマホやパソコンからe-Taxを利用しての申告をよろしく願います。